

後期高齢者医療制度のお知らせ



医療費の窓口負担割合が見直しされます

一定以上の所得のある後期高齢者医療の被保険者の医療費の窓口負担割合が変わります

令和4年10月1日から、一定以上の所得のある方は、現役並み所得者(窓口負担割合3割)を除き、医療費の窓口負担割合が2割になります。窓口負担割合の変更対象となる方は、後期高齢者医療の被保険者全体のうち約20%です。

窓口負担割合が2割となる方は、以下の項目に全て該当する方です

- ①住民税課税世帯で、3割負担(現役並み所得者)ではない方
- ②同一世帯に住民税の課税所得が28万円以上の被保険者がいる方
- ③年金収入およびその他の合計所得金額が以下に該当する方
 - ・被保険者が1人世帯の場合、200万円以上
 - ・被保険者が2人以上の世帯の場合、合計320万円以上

見直しの背景

令和4年度以降、団塊の世代が75歳以上となり、医療費の増大が見込まれています。後期高齢者の医療費のうち、窓口負担を除いて約4割は現役世代(子や孫などの世代)の負担(支援金)となっており、今後も拡大していく見通しとなっています。今回の窓口負担割合の見直しは、現役世代の負担を抑え、国民皆保険を未来につないでいくためのものです。

被保険者証の一斉更新

保険証が新しくなります

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限	令和5年7月31日
交付年月日	令和4年9月1日
被保険者番号	01234567
住所	広域市連合町1丁目
氏名	後期 太郎 男
生年月日	昭和7年7月7日
資格取得年月日	平成20年4月1日
発効期日	平成20年4月1日
一部負担金の割合	1割
被保険者番号並びに保険者の名称及び印	390110000 北海道後期高齢者医療広域連合

現在、ご使用の黄色の保険証の有効期限が令和4年9月30日で満了となるため、10月以降は使用できなくなります。9月中に新しい保険証を交付しますので、お手元に届きましたら橙色の保険証をご使用ください。10月以降の窓口負担割合が引き続き1割または3割の方も、保険証が新しくなります。

- 新しい保険証の有効期限は、令和5年7月31日までです。
- 紛失したときや汚れたときは再交付しますので、福祉保健課医療給付係までお申し出ください。
- ※減額認定証(限度額適用・標準負担額減額認定証)、限度証(限度額適用認定証)は有効期限が令和5年7月31日までのため、再交付しません。

※新しい保険証の色は だいたい 橙色です

窓口負担割合が2割となる方には負担を抑える配慮措置があります

令和4年10月1日の施行後3年間(令和7年9月診療分まで)は、2割負担となる方について窓口負担割合の引き上げに伴い、1か月の外来医療の負担増加額を3,000円までに抑えます。(入院の医療費は対象外です)

配慮措置の適用で払い戻しとなる方は、高額療養費として、事前に登録されている高額療養費の口座へ後日払い戻します。

■配慮措置が適用される場合の計算方法
例：1か月の医療費全体額が5万円の場合

①窓口負担割合1割のとき	5,000円
②窓口負担割合2割のとき	10,000円
③負担増(②-①)	5,000円
④窓口負担増の上限	3,000円
払い戻し(③-④)	2,000円

※1か月5,000円の負担増を3,000円に抑制するため差額を払い戻します。

2割負担となる方で高額療養費の口座が登録されていない方へ

2割負担となる方で高額療養費の口座が登録されていない方には、10月中に北海道後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という)から申請書が郵送されます。申請書がお手元に届いたら、申請書の記載内容に沿って記入し、広域連合に郵送してください。

詐欺などにご注意ください

厚生労働省や地方自治体が電話や訪問で口座情報登録をお願いすることやATMの操作をお願いすることは絶対にありません。

不審な電話があったときは、警察署(☎#9110)または消費生活センター(☎23-4013)にお問い合わせください。

※書類は必ず郵送でお届けしています。



■問合せ 福祉保健課医療給付係(☎47-5555 総合福祉センター 窓口7番)

秋はヒグマに注意しましょう

秋のヒグマ注意特別期間 9月3日(土)～10月31日(月)

ヒグマによる人身被害は春と秋に多く発生しています。また、山菜やキノコ採りに行った方が被害に遭うことが多いようです。

ヒグマの被害に遭わないよう以下のことに注意しましょう。

- ・食べ物やごみは必ず持ち帰りましょう
- ・一人では野山に入らないようにしましょう
- ・野山では音を出しながら歩きましょう
- ・事前にヒグマの出没情報を確認しましょう
- ・薄暗いときには行動しないようにしましょう
- ・ふんや足跡を見たら引き返しましょう

※人里周辺などでヒグマを目撃したときは、町または警察にご連絡ください。

また、ヒグマ出没情報は右記QRでご確認ください。



■問合せ 農林商工課経済林務係(☎47-2116 役場2階 窓口13番)